

定 款

株式会社柳沢林業

第1章 総則

(商号)

第1条 当社は、株式会社柳沢林業と称する。

(目的)

第2条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。

1. 林業に関する事業
2. 伐採等の請負業
3. 山林管理業務の受託請負業
4. 製材業
5. 林産物、木材製品及び加工品等に関する事業
6. バイオマス燃料に関する事業
7. 薪炭に関する事業
8. 薪ストーブ及び暖房燃焼器具に関する事業
9. 建設業
10. 建築・土木工事の施工及び請負
11. 産業廃棄物収集運搬業
12. 古物売買業
13. 農業に関する事業
14. 農地管理業務の受託請負業
15. キャンプ場の経営
16. キャンプ・アウトドア用品に関する事業及びこれらに関連するレンタル業
17. 食料、飲料、農産物、産業用資材、衣料、消費財に関する事業
18. 酒類の製造販売業
19. 狩猟業
20. 旅行業
21. 企画、コンサルティング業
22. 前各号の事業に関する商品の売買、貿易、開発、生産及び製造・加工業
23. 前各号の教育普及事業
24. 前各号の代理業、仲立業及び問屋業
25. 前各号に附帯関連する一切の業務

(本店の所在地)

第3条 当社は、本店を長野県松本市に置く。

(機関)

第4条 当社は、株主総会及び取締役を置き、その他の機関を置かない。

(公告方法)

第5条 当社の公告は、官報への掲載により行う。

第2章 株式

(発行可能株式総数)

第6条 当社の発行可能株式総数は、2000株とする。

(株式の譲渡制限)

第7条 当社の株式を譲渡により取得するには、株主総会の承認を受けなければならない。

(株券の不発行)

第8条 当社の株式については、株券を発行しない。

(相続人等に対する売渡請求)

第9条 当社は、相続、合併その他の一般承継により当社の譲渡制限の付された株式を取得した者に対し、当該株式を当社に売り渡すことを請求することができる。

(株主割当)

第10条 株式無償割当てを受ける権利を株主に与える場合における割り当てる株式の数又はその数の算定方法、効力発生日及び種類株式の場合に割当てを受ける株主の有する株式の種類は、取締役の決定により定める。新株予約権無償割当てについても同様とする。

2 募集株式及び募集新株予約権の割当てを受ける権利を株主に与える場合における募集事項、株主に対し募集株式及び募集新株予約権の割当てを受ける権利を与えること及び引受申込期日は、取締役の決定により定める。

(募集株式の割当)

第11条 当社の株式(自己株式の処分による株式を含む。)を引き受ける者の募集において、株主以外の者に株式を割当ててる場合には、会社法第204条第1項

及び同法第205条第2項に掲げる事項の決定は、取締役の決定によって行う。

(募集株式発行等における種類株主総会の省略)

第12条 募集株式に関する募集事項の決定において、募集株式の種類が譲渡制限株式であるときであっても、当該種類の株式の種類株主を構成員とする種類株主総会の決議を要しない。また、募集新株予約権に関する募集事項の決定において、募集新株予約権の目的である株式の全部又は一部が譲渡制限株式であるときであっても、同様とする。

(株主名簿記載事項の記載又は記録の請求)

第13条 当社の株式を取得したことにより株主名簿記載事項を株主名簿に記載又は記録することを請求するには、その取得した株式の株主として株主名簿に記載又は記録された者又はその一般承継人と株式取得者が、当社所定の書式による請求書に署名又は記名押印し、共同で請求しなければならない。

- 2 第1項の規定にかかわらず、利害関係人の利益を害するおそれがないものとして法務省令に定める場合には、株式取得者が単独で株主名簿記載事項を株主名簿に記載又は記録することを請求することができる。

(質権の登録及び信託財産の表示)

第14条 当社の株式につき質権の登録又は信託財産の表示を請求するには、当社所定の書式による請求書に当事者が署名又は記名押印し、提出しなければならない。

- 2 質権の登録又は信託財産の表示の抹消についても前2項に準ずる。

(手数料)

第15条 前2条に定める請求をする場合には、当社所定の手数料を支払わなければならない。

(基準日)

第16条 当社は、毎事業年度末日の最終の株主名簿に記載又は記録された議決権を有する株主をもって、その事業年度に関する定時株主総会において権利を行使することができる株主とする。

- 2 前項のほか、株主又は登録株式質権者として権利を行使することができる者を確定するため必要があるときは、臨時に基準日を定めることができる。ただし、この場合には、その日を2週間前までに公告するものとする。

(株主の住所等の届出)

第17条 当社の株主及び登録株式質権者又はその法定代理人若しくは代表者は、当社所定の書式により、その氏名、住所を当社に届け出なければならない。届出事項に変更が生じた時もその事項につき同様とする。

第3章 株主総会

(株主総会決議事項)

第18条 株主総会は、会社法に規定する事項及び株式会社の組織、運営、管理その他株式会社に関する一切の事項について決議をすることができる。

(招集)

第19条 当社の定時株主総会は、毎事業年度末日の翌日から3か月以内に招集し、臨時株主総会は必要に応じて招集する。

(招集権者及び議長)

第20条 株主総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、代表取締役社長がこれを招集し、議長となる。

(決議の方法)

第21条 株主総会の決議は、法令又は定款に別段の定めがある場合を除き、議決権を行使することができる株主の議決権の過半数を有する株主が出席し、出席した株主の議決権の過半数をもって行う。

(議決権の代理行使)

第22条 株主は、他の株主1名を代理人として議決権を行使することができる。

2 前項の場合には、株主又は代理人は代理権を証明する書面を、株主総会ごとに当社に提出しなければならない。

(株主総会議事録)

第23条 株主総会の議事については、法令に定める事項を記載した議事録を作成し、10年間当社の本店に備え置くものとする。

第4章 取締役及び代表取締役

(取締役の選任)

第24条 取締役の選任決議は、株主総会において、議決権を行使することができる株主の議決権の過半数を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。

2 取締役の選任については、累積投票によらないものとする。

(取締役の任期)

第25条 取締役の任期は、選任後10年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

2 任期満了前に退任した取締役の補欠として、又は増員により選任された取締役の任期は、前任者又は他の在任取締役の任期の残存期間と同一とする。

(代表取締役)

第26条 当社は、株主総会の決議によって、取締役の中から代表取締役を選定する。

2 代表取締役が複数名いる場合には、株主総会の決議によって、その内1名を代表取締役社長に選定する。

(取締役の報酬等)

第27条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益は、株主総会の決議によって定める。

第5章 計算

(事業年度)

第28条 当会社の事業年度は、毎年6月1日から翌年5月31日までとする。

(剰余金の配当)

第29条 当社は、毎事業年度末日現在における最終の株主名簿に記載又は記録された株主又は登録株式質権者に対して、剰余金の配当を行うことができる。

2 前項のほか、当社は、予め公告して基準日を定め、基準日の最終の株主名簿に記載又は記録された株主又は登録株式質権者に対して、剰余金の配当を行うことができる。

3 配当財産は、その支払開始の日から満3年を経過しても受領されないときは、

当会社はその支払義務を免れるものとする。また、未払配当財産には利息をつけない。

第6章 附則

(会社法及び他の法令の適用)

第30条 この定款に規定のない事項は、全て会社法その他の法令によるものとする。